

### 3. 法令等

- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・自転車に係る主な交通ルール（道路交通法）
- ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- ・豊島区自転車の安全利用に関する条例
- ・豊島区自転車等の放置防止に関する条例
- ・豊島区立自転車等駐車場条例

## 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年)

(法律第八十七号)

### 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

#### (良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横

断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同

じ。) の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

#### (総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合計画の対象とする区域
  - 二 総合計画の目標及び期間

三　自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四　第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五　放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六　自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七　自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3　総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5　市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7　総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第八条　市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2　協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要な事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3　協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4　前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条　一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確

保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第十一條 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十四条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない

。

- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年一二月二二日法律第九七号）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第

十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

## 自転車に係る主な交通ルール

- ※ 以下の自転車に関するルールは主に道路交通法上「普通自転車」と呼ばれる自転車について記載しています。大きさが通常の自転車より大きなもの等については必ずしも当てはまらないものがあります。
- ※ 以下の根拠規定として掲げているものは、特に断りのない限り、道路交通法の条文です。
- ※ 罰則は当該項目の中で最も重いものを代表して記載しています。

### 1 自転車とは

### 2 自転車の通行場所

- (1) 車道通行の原則
- (2) 例外的に歩道を通行できる場合

### 3 道路を通行する上で主な交通ルール

- (1) 信号機に従う義務
- (2) 並進の禁止
- (3) 道路外に出る場合の方法
- (4) 自転車の横断の方法
- (5) 進路変更の禁止
- (6) 踏切の通過
- (7) 左折又は右折の方法
- (8) 交差点の通行方法
- (9) 徐行すべき場所
- (10) 一時停止すべき場所
- (11) 夜間のライトの点灯等
- (12) 警音器の使用
- (13) 2人乗りの禁止
- (14) ブレーキの備付け
- (15) 児童・幼児のヘルメットの着用
- (16) 酒気帯び運転等の禁止
- (17) 片手運転の禁止
- (18) 交通事故の場合の措置

---

### 1 自転車とは

自転車は軽車両であり、車両の一種です。ただし、自転車を押して歩いている者は歩行者と見なされます。

また、道路交通法では、自転車のうち、大きさ等の一定の基準を満たすものを「普通自転車」として定義し、歩道の通行を認めるなどしています（以下単に「自転車」と言ったときは、この普通自転車のことを言います。）。

### 【根拠規定】第2条、第63条の3

#### 道路交通法施行規則第9条の2

##### 【根拠規定】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 車両自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九・十 (略)

十一 軽車両自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三～二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 (略)

二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 (略) )

道路交通法施行規則

(普通自転車の大きさ等)

第九条の二 法第六十三条の三の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ百九十センチメートル

ロ 幅六十センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

## 2 自転車の通行場所

### （1）車道通行の原則

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、路側帯を通行することができます。）。

道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

【根拠規定】第17条、第17条の2、第18条、第20条、第63条の3

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

（通行区分）

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中

央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。) から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

5・6 (略)

(罰則第一項から第四項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二) [3月以下の懲役又は5万円以下の罰金]

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則第二項については第百二十一条第一項第五号)

[2万円以下の罰金又は科料]

(左側寄り通行等)

第十八条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

(罰則第二項については第百十九条第一項第二号の二)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金]

(車両通行帯)

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の

区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条第一項から第五項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則第百二十条第一項第三号、同条第二項)

[5万円以下の罰金]

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則第百二十二条第一項第五号)

[2万円以下の罰金又は科料]

## (2) 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、

- 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、歩道を通行することができます。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず（普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません。）、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。）。

### 【根拠規定】第63条の4

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（歩道通行要件を満たさないにも関わらず歩道を通行した場合）等

### 【根拠規定等】

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則第二項については第百二十一条第一項第五号）

[2万円以下の罰金又は科料]

### 3 道路を通行する上の主な交通ルール

#### （1）信号機に従う義務

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

【根拠規定】第7条

道路交通法施行令第2条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

（信号機の信号等に従う義務）

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号）

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

#### （2）並進の禁止

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけませ

ん。

【根拠規定】第19条、第63条の5

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

【根拠規定等】

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

(罰則第百二十二条第一項第五号)

[2万円以下の罰金又は科料]

(普通自転車の並進)

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

### (3) 道路外に出る場合の方法

自転車は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければいけません。

また、自転車は、道路を右側に出ようとする場合であっても、道路の中央（当該道路が一方通行の場合は右側端）を通行してはいけません。

【根拠規定】第25条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（道路の左側部分以外を通行した場合）等

【根拠規定等】

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央（当該道路が一方通行となつてているときは、当該道路の右側端）に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 （略）

（罰則第一項及び第二項については第百二十二条第一項第五号、第三項については第百二十二条第一項第二号）

[2万円以下の罰金又は科料]

### (4) 自転車の横断の方法

自転車は、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横

断しなければいけません。

また、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断等をしてはいけません。

【根拠規定】第25条の2、第63条の6

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(横断等の禁止)

第二十五条の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に出入するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

(罰則第一項については第百十九条第一項第二号の二、第二項については第百二十条第一項第四号、同条第二項)

[3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(自転車の横断の方法)

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横によって道路を横断しなければならない。

## (5) 進路変更の禁止

自転車は、みだりにその進路を変更してはいけません。

【根拠規定】第26条の2

【罰則】5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行していく車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

二 第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行する

ことができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。  
(罰則第二項については第百二十条第一項第二号、第三項については第百二十条第一項第身  
号、同条第二項)  
〔5万円以下の罰金〕

## (6) 踏切の通過

自転車は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければい  
けません。

【根拠規定】 第33条

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止  
線が設けられているときはその停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、か  
つ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示す  
る信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

- 2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しく  
は閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。
- 3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができ  
なくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止してい  
る車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずると  
ともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等〕

## (7) 左折又は右折の方法

自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、  
できる限り道路の左側端に沿つて徐行しなければいけません。

また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差  
点の側端に沿つて徐行しなければいけません（いわゆる二段階右折をしなければいけませ  
ん。）。

【根拠規定】 第34条

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

【根拠規定等】

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄

り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

2 (略)

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4～6 (略)

（罰則第一項から第五項までについては第百二十二条第一項第五号第六項については第百二十一条第一項第二号）

[2万円以下の罰金又は科料]

## （8）交差点の通行方法

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。

また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

【根拠規定】第36条、第63条の7

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

1 車両である場合その通行している道路と交差する道路（以下「交差道路」という。）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車二路面電車である場合交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならぬ

い。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則第一項については第百二十条第一項第二号第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

#### (交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

### (9) 徐行すべき場所

自転車は、道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければいけません。

【根拠規定】 第42条

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

#### (徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾（こう）配の急な下り坂を通行するとき。

(罰則第百十九条第一項第二号、同条第二項)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

### (10) 一時停止すべき場所

自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

【根拠規定】第43条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定】

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則第百十九条第一項第二号、同条第二項)

[3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

#### (11) 夜間のライトの点灯等

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。

また、反射器材を備えていない自転車（尾灯をついているものを除く。）を夜間に運転してはいけません。

【根拠規定】第52条、第63条の9

道路交通法施行令第18条

道路交通法施行規則第9条の4

都道府県公安委員会規則

【罰 則】5万円以下の罰金等

【根拠規定】

(車両等の灯火)

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

(罰則第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項)

[5万円以下の罰金]

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九（略）

2　自転車の運転者は、夜間（第五十二条第一項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をついている場合は、この限りでない。

（罰則（略））

#### 道路交通法施行令

（道路にある場合の灯火）

第十八条　車両等は、法第五十二条第一項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき（高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方二百メートル、その他の道路においては前方五十メートルまで明りように見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならぬ。

一～四（略）

五 軽車両公安委員会が定める灯火

2・3（略）

#### 道路交通法施行規則

（反射器材）

第九条の四　法第六十三条の九第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一　自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第一項の基準に適合する前照灯（第九条の十七において「前照灯」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 二　反射光の色は、橙（とう）色又は赤色であること。

### （12）警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角等であって、道路標識等により指定された場所等を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。

ただし、上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはいけません。

【根拠規定】 第54条

【罰則】 5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

（警音器の使用等）

第五十四条　車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、

次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
  - 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。
- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。
- (罰則第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項第二項については第百二十二条第一項第六号)
- [5万円以下の罰金等]

### **(13) 2人乗りの禁止**

自転車は原則として2人乗りをしてはいけません。

【根拠規定】 第55条、第57条、都道府県公安委員会規則

【罰則】 5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
- 3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条、第三項については第百二十一条第一項第六号)

[5万円以下の罰金等]

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条（略）

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。
- 3 (略)  
(罰則第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十一条第一項第十号の二、第百二十三条、第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条)  
〔2万円以下の罰金又は科料〕

#### **(14) ブレーキの備付け**

前輪及び後輪にブレーキを備え付けてない自転車を運転してはいけません。

【根拠規定】第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3

【罰則】5万円以下の罰金

【根拠規定等】

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

- 2 (略)

(罰則第一項については第百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

〔5万円以下の罰金〕

道路交通法施行規則

(制動装置)

第九条の三 法第六十三条の九第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

#### **(15) 児童・幼児のヘルメットの着用**

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるとときはヘルメットをかぶらせるように努めなければいけません。

【根拠規定】第63条の10

【根拠規定】

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させ

るときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

## (16) 酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

【根拠規定】第65条

【罰 則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い運転を行った場合等）等

【根拠規定等】

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

- 2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。
- 3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- 4 何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のもののその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第四号及び第一百七条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則第一項については第一百七条の二第一号、第一百七条の二の二第一号第二項については第一百七条の二第二号、第一百七条の二の二第二号第三項については第一百七条の二の二第三号、第一百七条の三の二第一号第四項については第一百七条の二の二第四号、第一百七条の三の二第二号）

〔5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等〕

## (17) 片手運転の禁止

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません（また、そのような行為 자체を禁止している都道府県もあります。）。

【根拠規定】第70条、第71条、都道府県公安委員会規則

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

（安全運転の義務）

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作

し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則第百十九条第一項第九号、同条第二項)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号、第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二第五号の五については同項第九号の三、第百二十条第一項第十一号)

[5万円以下の罰金]

## **(18) 交通事故の場合の措置**

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

また、警察に事故の内容を連絡しなくてはいけません。

【根拠規定】 第72条

【罰 則】 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員

(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去ってはならない旨を命ずることができる。

3 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救

護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4 (略)

(罰則第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号第一項後段については第百十九条第一項第十号第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

[1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等]

## 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

### 目次

第一章総則（第一条—第七条）

第二章自転車安全利用推進計画（第八条）

第三章自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及（第九条—第十六条）

第四章安全な自転車の普及（第十七条—第二十三条）

第五章自転車利用環境の整備等（第二十四条—第二十六条）

第六章自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条—第二十八条）

第七章自転車駐車場の利用の推進（第二十九条・第三十条）

第八章自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等（第三十一条—第三十六条）

第九章雑則（第三十七条—第四十一条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めるこにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。

三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。

五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。

六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。

七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。

八 自転車貸付事業自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。

## 九　自転車損害賠償保険等は共済をいう。

### (基本理念)

第三条　自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

### (都の責務)

第四条　都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

2　都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3　都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。

4　都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力をを行うものとする。

5　都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力をを行うものとする。

6　都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

### (自転車利用者の責務)

第五条　自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

2　自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

### (自転車使用事業者等の責務)

第六条　自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

2　自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第二項において

「自転車駐車場業者」という。) その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

## 第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

- 2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 自転車の安全で適正な利用に必要となる技能に関する事項
- 二 自転車の安全で適正な利用に必要となる知識に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要となる技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。）は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者（以下単に「保護者」という。）は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下の条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるとときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力をを行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

## 第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によ

って生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

## 第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

## 第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録（以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。）を受けることができない。

- 一 第三十三条第一項（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者
  - 二 第三十四条（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者
  - 三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者（登録の更新を受けようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

## 第九章 雜則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員

にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
- 四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附則（平成二十八年条例第九十一号）この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附則（令和元年条例第百三十九号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 豊島区自転車の安全利用に関する条例

平成24年7月10日

条例第30号

改正 令和元年7月9日条例第6号

### (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用を促進するため、豊島区（以下「区」という。）、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図ることで自転車に関する事故を防止し、もって交通安全の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、交通事故防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険等への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全協会、町会、自治会、商店会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

（令元条例6・一部改正）

### (区の責務)

第3条 区は、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発及び自転車の事故防止
- (2) 自転車の安全利用に関して警察署、関係団体等が行う活動の支援及び協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する事業の推進

(自転車利用者の責務)

- 第4条 自転車利用者は、歩行者、特に障害者、高齢者、乳幼児等の通行に配慮をしながら、自転車の安全利用に努めなければならない。
- 2 自転車利用者は、区、警察署、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに、これらが行う事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
  - 3 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。
  - 4 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等（法律及びこれに基づく命令並びに条例をいう。以下同じ。）の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令等により当該各号の規定に対する例外が認められている場合は、この限りでない。
    - (1) 道路を通行する際には、車道の左側の端に寄って通行すること。
    - (2) 路側帯の通行が認められている場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行すること。
    - (3) 自転車に乗ったまま歩道を通行することが認められている場合には、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにすること。
    - (4) 酒気を帯びて運転しないこと。
    - (5) 他の自転車と並進しないこと。
    - (6) 前後輪のブレーキや前照灯を備えていない自転車を運転しないこと。
    - (7) 東京都公安委員会が定める自転車の乗車人員を遵守すること。
    - (8) 交差点を通行するときは、信号や一時停止の道路標識等を遵守し、徐行を心掛けるとともに、安全の確認を行うこと。
    - (9) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
    - (10) 携帯電話その他携帯機器を保持して通話、操作、又は注視しながら運転しないこと。
    - (11) ヘッドホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。
    - (12) たばこを吸いながら運転しないこと。
    - (13) 夜間においては、前照灯を点灯し運転すること。
    - (14) 歩行者の通行の頻繁な商店街等の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
    - (15) 公共の場所に自転車を放置しないこと。

(令元条例 6 ・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、通勤又は事業活動のために自転車を利用する従業員等に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、区及び警察署が行う自転車の安全利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(令元条例 6 ・追加)

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 前条第2項の規定は、関係団体について準用する。

(令元条例 6 ・旧第5条繰下・一部改正)

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の点検整備の必要性など適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 第5条第2項の規定は、自転車小売業者について準用する。

(令元条例 6 ・旧第6条繰下・一部改正)

(自転車貸付業者の責務)

第8条 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その借受人に對して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車の貸付けに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

3 第5条第2項の規定は、自転車貸付業者について準用する。

(令元条例 6 ・追加)

(学校の責務)

第9条 学校は、幼児、児童又は生徒に対し、その発達段階に応じ自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 学校は、幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

3 第5条第2項の規定は、学校について準用する。

(令元条例6・旧第7条繰下)

(保護責任者の責務)

第10条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、自転車の安全利用その他の交通安全意識の啓発に努めなければならない。

2 13歳未満の者を保護する責任のある者は、当該13歳未満の者を自転車に乗車させるときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(令元条例6・旧第8条繰下)

(自転車に係る利用環境の向上)

第11条 区は、国、東京都、道路管理者、交通管理者、関係団体等と協力・連携し、自転車に関する利用環境の向上に努めなければならない。

(令元条例6・旧第9条繰下)

(指導)

第12条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車による事故を未然に防止するため必要があると認める場合は、自転車利用者に対して指導することができる。

2 区長は、警察署と情報交換その他の連携を図りながら、前項の指導を行うものとする。

3 区長は、第1項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して行わせることができる。

(令元条例6・旧第10条繰下)

(自転車損害保険等への加入)

第13条 自転車利用者は、その自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該自転車利用者が、未成年者、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。

2 未成年者を保護する責任のある者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該未成年者が、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動のために従業員等に自転車を利用させるとき又は自ら利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。
- 4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。
- 5 区長は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、幼児、児童、生徒若しくは学生又はその保護する責任のある者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(令元条例6・追加)

(自転車損害保険等への加入の確認等)

- 第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、その従業員等のうちに、通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業員等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
  - 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 5 自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(令元条例6・追加)

(情報提供等)

- 第15条 区長は、関係団体が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他必要な措置を講ずることができる。

(令元条例6・旧第11条繰下)

(広報啓発)

- 第16条 区長は、自転車の安全利用について区民の理解が深まるよう広報その他により啓発活動を行うものとする。

(令元条例6・旧第12条繰下)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(令元条例6・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（令和元年7月9日条例第6号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 豊島区自転車等の放置防止に関する条例

昭和62年10月14日

条例第38号

改正 平成2年3月30日条例第17号

平成8年12月24日条例第40号

平成13年3月26日条例第33号

平成16年3月19日条例第20号

平成19年3月19日条例第18号

平成25年12月9日条例第46号

平成26年7月7日条例第22号

### 目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車等の放置防止（第9条—第14条）

第3章 自転車駐車場の附置義務（第15条—第26条）

第4章 自転車等駐車対策協議会（第27条・第28条）

第5章 雜則（第29条・第30条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車駐車場の附置義務等に関し必要な事項を定めることにより、区民の快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

（平16条例20・全改）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等の駐車施設以外の場所をいう。

(3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

(平8条例40・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発、放置自転車等の撤去、自転車等の駐車施設の設置その他自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車等の放置の防止について、地域の課題としての自覚を持ち、その解決に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、自転車等の放置が地域にもたらす様々な弊害を認識し、公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に、法第12条第3項の規定による防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならぬ。

(平8条例40・平16条例20・平19条例18・一部改正)

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、区及び関係機関との連携のもとで、自転車等の駐車施設の設置や放置防止の啓発活動等により自転車等の放置防止に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(施設の設置者等の責務)

第7条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、施設利用者への自転車等の適正駐輪の呼びかけや施設周辺の自転車等の整理に取り組み、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の小売業者の責務)

第8条 自転車等の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定等)

第9条 区長は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的であり、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動がなし得ないと認められる場所を自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 3 前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置により、通行の障害が生じていると認められるときは、当該放置されている自転車等の利用者等に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、第1項の自転車等の放置により、災害及び緊急時ににおける緊急活動又は避難行動が困難になると認められるときは、当該自転車等を直ちに通行の障害にならない場所に移動することができる。

(平19条例18・一部改正)

(撤去した自転車等に対する措置)

第13条 区長は、第11条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められるものについては、公示及び保管をすることなく、直ちに処分することができる。

2 区長は、自転車等を保管したときは、利用者等を調査し、利用者等の判明したものについては、当該利用者等に対して速やかに引き取るよう通知し、利用者等が判明しないものについては、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第1項の公示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。

4 区長は、前項の規定により売却した自転車等について、第1項の公示の日から起算して6月以内に当該自転車等の利用者等がその返還を求めてきたときは、その売却代金を返還するものとする。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

(費用の徴収)

第14条 区長は、第11条又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去し、第13条第1項の規定により保管したときは、撤去及び第13条に定める保管その他の措置に要した費用として別表に定める額を、当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

### 第3章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第15条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、区内の全域とする。

(平25条例46・全改)

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第16条 指定区域内において、別表第1号の指定用途の欄に掲げる施設を新築しようとする者は、指定用途ごとに同表同号の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、その合計した台数の自転車を収容可能な自転車駐

車場を当該施設内若しくはその敷地内又は当該施設からの距離が50メートル以内に設置しなければならない。

2 別表第1号における指定用途の範囲及び対象面積の算定方法は、規則で定める。

(平25条例46・全改)

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第17条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該増築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を前条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設を改築する場合の自転車駐車場の規模)

第18条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる改築をしようとする者は、当該改築後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該改築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を第16条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第19条 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定により、建築確認が必要なもの（以下「用途の変更」という。）について、指定用途に供する施設となる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該用途の変更前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な規模の自転車駐車場を第16条第1項に

定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の表示)

第20条 第16条から前条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、全ての道路に面した壁面に自転車駐車場の位置、経路、運用その他の利用に関し必要な事項を表示しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の構造等)

第21条 第16条から第19条までの規定により設置される自転車駐車場の構造は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項に規定する自転車駐車場の駐車部分の面積は、駐車台数1台につき、幅0.6メートル奥行き1.9メートルを標準とし、かつ、1平方メートル以上の面積を確保しなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場であって区長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の設置の届出)

第22条 第16条から第19条までの規定により自転車駐車場を設置する者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該自転車駐車場について区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の管理)

第23条 第16条から第19条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場及び第20条の規定により設置した表示をその目的に適合するように管理しなければならない。

(平19条例18・平25条例46・一部改正)

(立入検査)

第24条 区長は、第16条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(措置命令)

第25条 区長は、第16条から第21条まで又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期間

を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(平25条例46・一部改正)

(公表)

第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表しなければならない。

- (1) 第24条の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は同条の立入検査をしようとした場合において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者が、その求めに応ぜず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げたとき。
- (2) 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

(平13条例33・一部改正)

#### 第4章 自転車等駐車対策協議会

(平16条例20・追加)

(協議会の設置)

第27条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するため、法第8条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策及び適正な自転車利用の推進に関する重要な事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(平16条例20・追加、平26条例22・一部改正)

(協議会の組織)

第28条 協議会は、26人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区民  
(2) 区議会議員  
(3) 学識経験者  
(4) 関係団体の構成員  
(5) 鉄道事業者

(6) 警察、道路管理者等関係行政機関の職員

(7) その他区長が推薦する者

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・追加)

## 第5章 雜則

(平16条例20・旧第4章繰下)

(身分証明書の提示)

第29条 第11条及び第12条第2項の規定により放置自転車等を撤去する職員並びに第24条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平16条例20・旧第27条繰下)

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・旧第28条繰下)

## 附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第17号）

1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成2年5月1日以後に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月24日条例第40号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）附則第3項の国家公安委員会規則で定める種類の自転車に係る防犯登録については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第14条及び別表の規定は、平成9年4月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日条例第33号）

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成13年7月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月19日条例第20号）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成16年10月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第18号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月9日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日より前に、新築、増築、改築又は用途の変更の工事が着手された施設については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例第16条から第20条までの規定は、当該新築、増築、改築又は用途の変更工事により完成した施設について適用しない。

3 昭和63年10月1日から平成26年6月30日までにおいて新築又は増築の工事が着手された施設については、この条例による改正前の豊島区自転車等の放置防止に関する条例の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成26年7月7日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

（平16条例20・全改）

自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

別表（第16条、第17条、第18条、第19条関係）

（平25条例46・追加）

（1） 平成26年7月1日以後に施設の新築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置につい

て適用されるもの

	指定用途	自転車駐車場の規模
1	遊技場、学習施設、病院、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店	対象施設の延べ床面積（以下「対象面積」という。）15平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は30平方メートル）ごとに1台
2	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア	対象面積20平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は40平方メートル。10,000平方メートルを超える部分は80平方メートル）ごとに1台
3	銀行その他の金融機関、郵便局	対象面積25平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は50平方メートル）ごとに1台
4	2の項に掲げる施設の用途を含まない小売店舗、飲食店、カラオケ店、スポーツ施設	対象面積40平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は80平方メートル。10,000平方メートルを超える部分は160平方メートル）ごとに1台
5	事務所、バックヤード	対象面積200平方メートル（対象面積が10,000平方メートルを超える部分は400平方メートル）ごとに1台

#### 備考

- (1) 指定区域は区内全域とする。
  - (2) この表の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数で、1台に満たない端数は切り捨てるものとする。
- (2) 昭和63年10月1日から平成26年6月30日までにおいて施設の新築又は増築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置について適用されるもの

指定用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積30平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数

		は切り捨てる。)
スーパー・マーケットその他の大規模小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積40平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
百貨店	店舗面積が1,200平方メートルを超えるもの	店舗面積60平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積120平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積50平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）

#### 備考

- (1) 指定区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。
- (2) 施設の用途の範囲及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。

## 豊島区立自転車等駐車場条例

昭和62年10月14日

条例第39号

改正 平成元年7月20日条例第37号

平成2年3月30日条例第18号

平成2年10月15日条例第37号

平成2年12月10日条例第39号

平成3年3月19日条例第15号

平成3年7月10日条例第28号

平成4年7月3日条例第44号

平成4年10月14日条例第54号

平成4年12月10日条例第62号

平成8年12月24日条例第41号

平成9年7月18日条例第25号

平成9年10月8日条例第29号

平成11年3月23日条例第25号

平成11年12月21日条例第51号

平成12年3月27日条例第47号

平成12年12月12日条例第76号

平成13年3月26日条例第34号

平成13年7月13日条例第51号

平成13年12月11日条例第67号

平成16年12月14日条例第56号

平成19年3月19日条例第19号

平成20年3月24日条例第23号

平成20年10月23日条例第38号

平成21年3月30日条例第22号

平成21年10月27日条例第42号

平成22年3月29日条例第12号

平成22年12月13日条例第42号  
平成24年7月10日条例第31号  
平成24年12月21日条例第40号  
平成25年10月28日条例第33号  
平成26年7月7日条例第21号  
平成27年3月20日条例第22号  
平成27年10月28日条例第52号  
平成28年12月13日条例第51号  
平成29年12月6日条例第48号  
平成30年12月11日条例第56号  
平成31年3月25日条例第14号  
令和2年3月18日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もって自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与することを目的とする。

（平9条例25・一部改正）

(設置)

第2条 駐車場を別表第1のとおり設置する。

2 駐車場の自転車等の収容台数は、規則で定める。

（平元条例37・平2条例37・平2条例39・平3条例28・平4条例44・平4条例54・平4条例62・平9条例25・平9条例29・平11条例51・平12条例47・一部改正）

(休場日及び開場時間)

第3条 駐車場の休場日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、別表第1第2号に掲げる駐車場は、休場日を設けない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定めることができる。

3 駐車場の開場時間は、別表第2のとおりとする。

（平16条例56・平19条例19・平21条例22・一部改正）

(利用の方法)

第4条 駐車場の利用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用 1箇月を単位とする利用
- (2) 当日利用 1日を単位とする利用
- (3) 時間利用 時間を単位とする利用（コイン式駐車施設（駐車場に設置された、自動料金収納装置付き駐車施設をいう。以下同じ。）を利用する場合に限る。）

（平2条例18・平19条例19・一部改正）

(定期利用の登録)

第5条 駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の登録（以下「登録」という。）の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする場合において、次の各号に掲げる者について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、優先して前項の承認を与えることができる。

- (1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当り自転車等の利用を欠かすことができない者
- (2) 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、又は勤務先若しくは通学先を有する者
- (3) 区内に住所を有しない者のうち、駐車場の最寄の駅から住所までが、規則で定める距離以上離れているもの

3 登録の有効期間は、規則で定める。

（平13条例34・平19条例19・一部改正）

(定期利用の使用料)

第6条 前条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、別表第3に定める使用料を区長が定める期日までに納入しなければならない。

（平12条例47・平16条例56・一部改正）

(使用料の減免)

第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

（平11条例25・平12条例47・平19条例19・一部改正）

(利用できる者)

第8条 定期利用による駐車場の利用は、前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた登録者に限り、駐車場を利用することができます。

(当日利用)

第9条 駐車場を当日利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用開始時刻の確認を受けて、駐車場を利用することができます。

2 前項の規定により当日利用した者は、規則で定めるところにより利用終了時刻の確認を受けた後、直ちに別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。

3 前項の使用料のうち自転車に係るものは、回数券を用いて納入することができる。この場合において、回数券の種類及び発行価額は、次のとおりとする。

種類	発行価額
150円券 11枚づり	1,500円
100円券 11枚づり	1,000円

(平2条例18・全改、平12条例47・平13条例34・平16条例56・一部改正)

(時間利用)

第9条の2 コイン式駐車施設を時間利用しようとする者は、コイン式駐車施設に自転車等を入車させた時刻から出車させる時刻までの利用時間に応じ、使用料を納入しなければならない。

2 時間利用の使用料は、1台6時間につき100円を超えない範囲で規則で定める。ただし、利用時間が6時間に満たない端数は、6時間とみなす。

3 前2項で規定する使用料は、コイン式駐車施設から自転車等を出車させるときに納入しなければならない。

(平19条例19・追加)

(登録及び利用の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 第2条第2項に規定する収容台数を超えるとき。
- (2) その他区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(平12条例47・一部改正)

(登録の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は駐車場の利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により駐車場の利用ができなくなったとき。

(3) 工事その他の理由により、区長が特に必要と認めるとき。

(平12条例47・一部改正)

(禁止行為)

第12条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該駐車場内で次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設若しくは附属設備をき損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に駐車すること。
- (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 駐車場の秩序又は風紀を乱すこと。
- (7) 物品販売その他営業行為を行うこと。
- (8) 広告宣伝を行うこと。
- (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めること。

2 区長は、前項に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又は変更することができる。

(移送及び保管)

第13条 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

- (1) 納付すべき使用料を納付していない自転車等
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反した利用をしている自転車等で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの

(平12条例47・平16条例56・一部改正)

(保管した自転車等に対する措置)

第14条 区長は、前条の規定により自転車等を移送し、保管したときは、当該自転車等を返還するため規則で定める措置を講じなければならない。

2 区長は、前条の規定により移送した日の翌日から起算して30日を経過してもなお引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

(平8条例41・平16条例56・平22条例42・一部改正)

(利用の承認を受けていない自転車等に対する措置)

第14条の2 駐車場内にある利用の承認を受けていない自転車等及びコイン式駐車施設において所定の入車をしていない自転車等については、豊島区自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年豊島区条例第38号）第10条の規定に違反して放置されている自転車等とみなして、同条例第11条、第13条及び第14条の規定を適用することができる。

（平16条例56・追加、平19条例19・一部改正）

（使用料の不還付）

第15条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めたときは、その全額又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第17条 駐車場に、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

（免責事項）

第17条の2 駐車場において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

（平19条例19・追加）

（指定管理者による管理）

第18条 駐車場の管理業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（平16条例56・追加）

（指定管理者が行う管理業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（平16条例56・追加）

（指定管理者が行う管理の基準）

第20条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

- 2 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の休場日を定める。
- 3 第3条第3項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超えて開場することができる。

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(利用料金)

第21条 第6条の登録者、第9条の規定により駐車場を当日利用した者及び第9条の2の規定によりコイン式駐車施設を時間利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をそれぞれ指定管理者が定める期日までに又は直ちに納入しなければならない。

- 2 利用料金は、第9条の2第2項及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる駐車場の当日利用に係る利用料金は、第9条の2第2項及びそれぞれ同表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

駐車場	自転車	原動機付自転車
豊島区立駒込駅北自転車駐車場		200円
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場		
豊島区立南長崎自転車駐車場		
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	150円	
豊島区立目白駅北自転車駐車場		
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	100円	
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	150円	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場		
豊島区立千川駅西自転車駐車場		

- 3 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、通常の利用料金とは別に、割引料金を定めることができる。
- 4 当日利用した者は、利用料金のうち自転車に係るものを、第9条第3項の回数券を用いて納入することができる。ただし、回数券の額（当該回数券の発行価額を11で除した額）が利用料金を超えるときは、指定管理者は、区長が別に定めるところにより利用者に返納する。
- 5 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。
- 6 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の規定により收受した金額の一部を区長

に納付しなければならない。

(平16条例56・追加、平19条例19・平21条例22・平30条例56・一部改正)

(指定管理者による管理を行う場合の本条例の読み替え)

第22条 第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理業務を行わせる場合にあっては、第5条第1項及び第2項、第7条、第10条各号列記以外の部分、第11条（第3号を除く。）、第12条第1項第10号及び第2項、第13条並びに第14条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「区長が」とあるのは「指定管理者は、区長が」と、第7条（見出しを含む。）、第9条の2第1項、第13条第1号及び第15条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた」とあるのは「第21条第1項の規定により利用料金を納入し、又は前条の規定により利用料金の免除を受けた」と、第9条第2項中「別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより」とあるのは「利用料金を」と、第9条の2第3項中「前2項で規定する使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平3条例15・旧第18条繰下、平16条例56・旧第19条繰下)

#### 附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅西自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成元年7月20日条例第37号）

この条例は、平成元年8月14日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第18号）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表の規定は、平成2年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年10月15日条例第37号）

この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成2年12月10日条例第39号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成3年3月19日条例第15号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月10日条例第28号）

この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年7月3日条例第44号）

この条例は、平成4年8月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年10月14日条例第54号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年12月10日条例第62号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成8年12月24日条例第41号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に駐車場を利用する自転車等について適用する。

3 新条例別表の規定は、平成9年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月18日条例第25号）

この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、豊島区立駒込駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成9年10月8日条例第29号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、豊島区立南長崎自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成11年3月23日条例第25号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第51号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年3月27日条例第47号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、豊島区立西巣鴨駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年12月12日条例第76号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場及び豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年3月26日条例第34号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第2（豊島区立千川駅北第二自転車駐車場に係る部分を除く。）の規定は、平成13年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月13日条例第51号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年12月11日条例第67号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅北自転車駐車場及び豊島区立目白駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成16年12月14日条例第56号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定（別表第2を別表第3に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 前項の別表第2の改正規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第23号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第3備考第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立千登世橋自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成20年10月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第22号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場及び豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成21年10月27日条例第42号）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号豊島区立要町駅路上自転車駐車場のうち、東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目1番先、10番先及び11番先については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成22年12月13日条例第42号）

- 1 この条例は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 豊島区立椎名橋自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月10日条例第31号）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第1第2号豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場の項中「巣鴨三丁目27番先、30番先及び31番先」については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成24年12月21日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場及び豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成25年10月28日条例第33号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場及び豊島区立池袋駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成26年7月7日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成27年10月28日条例第52号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第51号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 豊島区立大塚駅南自転車駐車場及び豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成29年12月6日条例第48号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月11日条例第56号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場の項の改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第14号）

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平12条例47・追加、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13条例67・平19条例19・平20条例23・平21条例22・平21条例42・平22条例12・平22条例42・平24条例

31・平24条例40・平25条例33・平27条例22・平28条例51・平30条例56・一部改正)

(1) 休場日のある駐車場

名称	位置
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	東京都豊島区駒込二丁目2番2号
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨一丁目13番
豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目7番11号
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番23号
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目26番1号
豊島区立大塚駅南自転車駐車場	東京都豊島区南大塚三丁目33番地先
豊島区立池袋駅東自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号
豊島区立池袋駅南自転車駐車場	東京都豊島区南池袋二丁目21番6号
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号
豊島区立千登世橋自転車駐車場	東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号
豊島区立目白駅東自転車駐車場	東京都豊島区目白一丁目4番1号
豊島区立目白駅西自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目4番3号
豊島区立目白駅北自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目16番
豊島区立南長崎自転車駐車場	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
豊島区立要町駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目4番11号
豊島区立要町駅北自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目10番8号
豊島区立千川駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目9番16号
豊島区立千川駅西自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目22番11号
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目44番8号
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目55番

(2) 休場日のない駐車場

名称	位置
豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番先、巣鴨三丁目27番先、30番先及び31番先
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目15番先、西巣鴨四丁目6番先

豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目3番先
豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目14番先
豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先から6番先まで
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先、8番先
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	東京都豊島区南大塚三丁目33番4号
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場	東京都豊島区南大塚二丁目8番先、10番先、南大塚三丁目1番先
豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番先
豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場	東京都豊島区東池袋三丁目8番先
豊島区立ウイロード自転車駐車場	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場	東京都豊島区西池袋一丁目8番1号
豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号先
豊島区立椎名橋自転車駐車場	東京都豊島区長崎一丁目9番30号、南長崎一丁目25番27号
豊島区立要町駅路上自転車駐車場	東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目1番先、2番先及び9番先から11番先まで
豊島区立千川駅路上自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目10番先、22番先、23番先及び44番先

別表第2（第3条関係）

（平16条例56・追加、平19条例19・平20条例23・平20条例38・平21条例22・平21条例42・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例22・平28条例51・平29条例48・平30条例56・令2条例11・一部改正）

名称	開場時間
豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
豊島区立巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場	
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐	

車場 豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場 豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場 豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場 豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場 豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場 豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場 豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場 豊島区立ウイロード自転車駐車場 豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場 豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場 豊島区立千登世橋自転車駐車場 豊島区立椎名橋自転車駐車場 豊島区立要町駅路上自転車駐車場 豊島区立要町駅北自転車駐車場 豊島区立千川駅路上自転車駐車場 豊島区立千川駅西自転車駐車場	
豊島区立大塚駅南自転車駐車場 豊島区立池袋駅東自転車駐車場 豊島区立池袋駅南自転車駐車場 豊島区立池袋駅西自転車駐車場 豊島区立池袋駅北自転車駐車場	午前4時から翌日の午前1時30分まで

豊島区立目白駅東自転車駐車場	
豊島区立南長崎自転車駐車場	午前5時から翌日の午前1時15分まで
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
豊島区立巢鴨駅南自転車駐車場	
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	
豊島区立目白駅西自転車駐車場	
豊島区立目白駅北自転車駐車場	
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	午前6時から翌日の午前零時15分まで
豊島区立要町駅南自転車駐車場	午前6時から翌日の午前零時45分まで
豊島区立千川駅南自転車駐車場	
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場	
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	

別表第3（第6条・第9条関係）

（平8条例41・全改、平9条例25・平9条例29・平11条例51・一部改正、平12条例47・旧別表・一部改正、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13条例67・一部改正、平16条例56・旧別表第2繰下・一部改正、平20条例23・平21条例22・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例52・平28条例51・平30条例56・平31条例14・一部改正）

区分 駐車場	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)	150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	200円
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)		区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場				

豊島区立池袋駅北自転車駐車場				
豊島区立要町駅北自転車駐車場				
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場				
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円) 区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)	150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円) 区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立目白駅北自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000円) 区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100円)		区内利用者 1台につき 2,800円 (学生の場合 1,850円) 区外利用者 1台につき 3,500円 (学生の場合 2,300円)	
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円) 区外利用者 1台につき 1,500円		区内利用者 1台につき 1,750円 (学生の場合 1,200円) 区外利用者 1台につき 2,100円	

	(学生の場合 750円)	(学生の場合 1,400円)	
豊島区立西巢鴨駅自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)	150円	
豊島区立池袋駅東自転車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)		
豊島区立目白駅東自転車駐車場			
豊島区立目白駅西自転車駐車場			
豊島区立要町駅南自転車駐車場			
豊島区立千川駅南自転車駐車場			
豊島区立池袋駅南自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円)	100円	
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)		
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円)		

	円) 区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750 円)	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250 円)	
豊島区立大塚駅南自転車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500 円)	
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場		
豊島区立千登世橋自転車駐車場		
豊島区立椎名橋自転車駐車場		
豊島区立千川駅西自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000 円) 区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100 円)	
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場		区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500

	円) 区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000 円)		

備考

- (1) この表において「当日利用」とは、2時間を超える当日利用をいう。
- (2) この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。
- (3) この表において「区内利用者」とは、区内に住所を有する者をいい、「区外利用者」とは、区内に住所を有しない者をいう。

## 4. 豊島区自転車等駐車対策協議会

【委員】

令和3年（2021年）12月現在

区分	氏名等		役職等
区民	1	池田 好雄	豊島区町会連合会副会長
	2	石坂 美穂	豊島区観光協会副会長
	3	石嶋 光代	区民公募
	4	北方 真起	自転車安全利用コンサルタント
	5	千野 富久	豊島区商店街連合会副会長
	6	徳光 昌代	豊島区身体障害者福祉協会常任理事事務局長
	7	原田 敏郎	区民公募
	8	柳田 好史	NPO法人自転車活用推進研究会顧問
区議会議員	1	芳賀 竜朗	豊島区議会議員
	2	元谷 ゆりな	豊島区議会議員
	3	儀武 さとる	豊島区議会議員
	4	木下 広	豊島区議会議員
学識経験者	1	太田 勝敏	東京大学名誉教授
	2	久保田 尚	埼玉大学大学院教授
関係団体	1	清水 雅樹	日本チェーンストア協会関東支部参与
	2	松田 宗能	東京都自転車商協同組合豊島支部長
鉄道事業者	1	岩崎 正明	東武鉄道株式会社営業部 東上営業支社長
	2	大谷 賢司	東京都交通局総務部企画調整課長
	3	沖田 浩嗣	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室社外協議グループ副課長
	4	齊原 潤	西武鉄道株式会社鉄道本部計画管理部 鉄道計画課長
	5	藤沼 愛	東京地下鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部開発連携・工事調整担当課長
官公署	1	大野 貴史	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課長
	2	松村 一秀	東京都第四建設事務所管理課長
	3	塙田 竜也	巣鴨警察署交通課長
	4	吉越 守	池袋警察署交通課長
	5	武井 真理恵	目白警察署交通課長

\* 計26名 敬称略 原則として50音順(区議会議員は議席順、行政機関は行政順)

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画策定前)

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 16 年 6 月 30 日 (第 1 回)	(1) 委員の委嘱 (2) 会長・副会長の選任 (3) 諮問（総合計画の策定について） (4) 区長挨拶 (5) 自転車法の解説 (6) 豊島区の状況について
	平成 17 年 3 月 29 日 (第 2 回)	(1) これまでの経緯 (2) 駐車場利用者と放置者特性の分析 (3) 総合計画体系骨子の検討
	平成 17 年 5 月 16 日 (第 3 回)	(1) 総合計画と他の関連計画との関係について (2) 総合計画の検討 (3) 今後の進め方について
	平成 17 年 10 月 14 日 (第 4 回)	(1) 総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成 17 年 12 月 19 日 (第 5 回)	(1) 総合計画（素案）の検討について
	平成 18 年 2 月 20 日 (第 6 回)	(1) 総合計画（素案その 2）の検討について
	平成 18 年 3 月 27 日 (第 7 回)	(1) 総合計画（案）の答申について (2) 答申後の協議会のあり方について
	平成 18 年 6 月 9 日 (第 8 回)	(1) 総合計画(案)に係るパブリックコメントの概要について (2) 協議会の今後の活動方針について

会議名	開催月日	主な検討内容
第一分科会	平成 16 年 10 月 22 日 (第 1 回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 自転車駐車の状況について (4) 板橋区・豊島区自転車利用環境整備計画について
	平成 17 年 6 月 10 日 (第 2 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 7 月 29 日 (第 3 回)	(1) 総合計画の構成・内容について

会議名	開催月日	主な検討内容
第二分科会	平成 16 年 8 月 10 日 (第 1 回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 駅周辺放置自転車の状況について (4) 駅別乗り入れ台数について (5) 豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成 16 年 9 月 21 日 (第 2 回)	(1) 自転車関連経費等各区比較 (2) 区立駐車場利用者の状況について (3) 鉄道事業者による区内資産の利用状況について (4) 道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5) 大塚駅の状況等について (6) 地下鉄 13 号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成 16 年 11 月 19 日 (第 3 回)	(1) 豊島区の人口分布について (2) 区立駐車場の利用状況について (3) 池袋駅周辺の状況と対策について
	平成 17 年 7 月 8 日 (第 4 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 9 月 9 日 (第 5 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 11 月 7 日 (第 6 回)	(1) 各駅の具体的な自転車駐車施設整備方針について

**【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画策定後)**

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 19 年 2 月 28 日 (第 9 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 路上駐輪施設について ( 3 ) ウィロード自転車駐車場について
	平成 18 年 3 月 29 日 (第 10 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 放置自転車休日撤去試行について ( 3 ) 平成 19 年度新規駐輪場開設について ・ ウィロード自転車駐車場開設 ・ 巣鴨駅北口路上自転車駐車場開設 ( 4 ) レンタサイクル事業検証
	平成 20 年 2 月 12 日 (第 11 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 放置自転車休日撤去試行実施について ( 3 ) 平成 19 年度駐輪場開設状況について ・ 要町駅路上自転車駐車場開設 ・ 千川駅路上自転車駐車場開設 ( 4 ) 平成 20 年度駐輪場整備計画について ( 5 ) レンタサイクル事業アンケート結果について
	平成 20 年 9 月 10 日 (第 12 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 放置自転車休日撤去実施について ( 3 ) 平成 20 年駐輪場整備状況報告 ・ 池袋六ツ又交差点登録制自転車置場開設 ・ 池袋大橋下登録制自転車置場開設 ・ 千登世橋自転車駐車場開設 ・ 雑司が谷駅登録制自転車置場 ・ 椎名町北口登録制自転車置場 ( 4 ) 平成 21 年度駐輪場整備計画について ( 5 ) レンタサイクル事業休止報告
	平成 21 年 2 月 18 日 (第 13 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 平成 20 年度駐輪場整備状況報告 ・ 池袋北口第二自転車駐車場開設 ( 3 ) 平成 21 年度駐輪場整備計画について
	平成 21 年 9 月 16 日 (第 14 回)	( 1 ) 総合計画に基づく施策への取組みについて ( 2 ) 平成 21 年度駐輪場整備状況報告 ・ 大塚駅周辺自転車駐車場開設 ・ 雑司が谷登録制自転車置場開設

		(3) 自転車保管所の集約化について (4) 自転車利用実態調査実施について
平成 22 年 2 月 15 日 (第 15 回)		(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 21 年度駐輪場整備状況報告 ・大塚駅北口路上自転車駐車場開設 ・巣鴨駅ビル開発に伴う駐輪場開設 ・サンシャインシティ周辺民間駐輪場開設 (3) 平成 22 年度駐輪場整備計画について (4) 自転車利用実態調査実施報告 (5) 総合計画中間見直しについて
平成 22 年 7 月 29 日 (第 16 回)		(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・要町駅路上自転車駐車場開設 (3) 撤去自転車保管期限短縮について (4) 総合計画中間見直しについて (5) 自転車利用者アンケート実施について
平成 22 年 11 月 19 日 (第 17 回)		(1) 総合計画中間見直し（素案）について (2) 自転車利用者アンケート実施結果について (3) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・池袋六ツ又陸橋自転車駐車場開設
平成 22 年 12 月 20 日 (第 18 回)		(1) 総合計画中間見直し（案）について
平成 23 年 3 月 28 日 (第 19 回)		(1) 総合計画中間見直しについて (2) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・椎名橋自転車駐車場開設

**【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画中間見直し後)**

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 23 年 7 月 29 日 (第 20 回)	<p>(1) 平成 23 年度の主な事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・池袋駅西口周辺放置禁止区域の拡充</li> <li>・震災被災地への自転車供与</li> <li>・池袋駅東口駅前公園横自転車駐車場 (仮称) 概要</li> <li>・大塚駅南口周辺自転車駐車施設整備事業概要</li> </ul> <p>(2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</p>
	平成 24 年 2 月 6 日 (第 21 回)	<p>(1) 平成 23 年度の主な事業の進捗について (報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・北池袋地区自転車保管所の集約</li> <li>・南池袋公園内自転車置場 (仮称) 概要</li> <li>・目白駅周辺放置禁止区域の拡大</li> <li>・震災被災自治体への自転車供与状況</li> <li>・南池袋自転車駐車場施設概要</li> </ul> <p>(2) 「豊島区自転車の安全利用に関する条例 (仮称)」の素案について</p> <p>(3) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</p>
	平成 24 年 8 月 30 日 (第 22 回)	<p>(1) 平成 24 年度の主な事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場の増設について</li> <li>・東池袋駅登録制自転車置場の一部移転について</li> <li>・新大塚駅周辺の駐輪施設整備方針について</li> </ul> <p>(2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</p>
	平成 25 年 1 月 30 日 (第 23 回)	<p>(1) 平成 24 年度の主な事業について</p> <p>(2) 新大塚駅周辺自転車駐車場整備について</p> <p>(3) 雑司が谷周辺駐輪施設統合について</p> <p>(4) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</p>
	平成 25 年 7 月 31 日 (第 24 回)	<p>(1) 平成 25 年度の主な事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・南池袋地区周辺駐輪施設等整備概要</li> <li>・大塚駅南口周辺駐輪施設整備概要</li> <li>・巣鴨駅第三自転車駐車場整備概要</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・椎名町駅周辺自転車等放置禁止区域の拡大検討</li> <li>(2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</li> <li>(3) 都条例の施行に伴う自転車の安全・適正利用について</li> </ul>
平成 26 年 2 月 5 日 (第 25 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 25 年度の主な事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・メトロポリタン駐車場東側用地の活用</li> <li>・池袋駅南自転車駐車場の整備概要</li> <li>・大塚駅南口駅前広場地下部分の活用</li> </ul> </li> <li>(2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて</li> <li>(3) 「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について</li> </ul>
平成 26 年 8 月 28 日 (第 26 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 26 年度の主な事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・CATV を活用した啓発</li> <li>・安全安心メールによる交通事故情報配信</li> <li>・地図サービス事業者への情報提供</li> </ul> </li> <li>(2) 「第二次総合計画」策定について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 5 日 (第 27 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 26 年度の主な事業について</li> <li>(2) 自転車利用に関する意識調査結果について</li> <li>(3) 「第二次総合計画」策定について</li> </ul>
平成 27 年 9 月 4 日 (第 28 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成 27 年度の主な事業について</li> <li>(2) 「第二次総合計画」策定について（素案協議）</li> </ul>
平成 27 年 11 月 10 日 (第 29 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊島区立自転車駐車場条例の改正について</li> <li>(2) 「第二次総合計画」策定について（案協議）</li> </ul>
平成 28 年 2 月 9 日 (第 30 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「第二次総合計画」（案）の修正について</li> <li>(2) 「第二次総合計画」（案）のパブリックコメント実施結果について</li> <li>(3) 「第二次総合計画」（案）における新たな施策の今後の展望について</li> </ul>

**【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第二次総合計画策定後)**

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 28 年 3 月 28 日 (第 31 回)	(1) 「第二次総合計画」(案) の答申について (2) 自動二輪・原付・自転車等の台数について (3) 自転車施設の整備について
	平成 28 年 11 月 1 日 (第 32 回)	(1) 総合計画における新たな施策の進捗状況について (2) 自転車走行空間整備について (3) 分科会の設置について (4) 施設の新設、廃止、拡大について
	平成 29 年 6 月 8 日 (第 33 回)	(1) 総合計画における新たな施策の進捗状況について (2) 自転車走行空間計画の立案まで (3) 施設の改修計画について
	平成 29 年 7 月 25 日 (第 34 回)	(1) 自転車走行空間計画について
	平成 29 年 11 月 10 日 (第 35 回)	(1) 自転車走行環境計画について
	平成 30 年 1 月 17 日 (第 36 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画(案)について
	平成 30 年 5 月 10 日 (第 37 回)	(1) 自転車走行環境計画について (2) 30 年度事業計画について
	平成 30 年 11 月 21 日 (第 38 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和元年 5 月 28 日 (第 39 回)	(1) 令和元年度事業計画 (2) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和元年 12 月 18 日 (第 40 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和 2 年 12 月 17 日 (第 41 回)	(1) 委員の委嘱について (2) 会長、副会長選任について (3) 豊島区放置自転車対策の現状について (4) 主な交通安全啓発活動について (5) 自転車ナビライン整備路線図について (6) 第二次豊島区自転車等の利用と駐車に関する総合計画の見直しについて

会議名	開催月日	主な検討内容
分科会	平成 29 年 9 月 5 日 (第 1 回)	(1) 自転車走行空間計画について
	平成 29 年 10 月 30 日 (第 2 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画について
	平成 29 年 12 月 11 日 (第 3 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画（素案）について
	平成 30 年 3 月 20 日 (第 4 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画（案）について

第二次 豊島区  
自転車等の利用と駐輪に関する総合計画  
(中間見直し)  
— 資 料 集 —

編集・発行 令和4年（2022年）4月  
豊島区都市整備部土木管理課  
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
03-3981-4856



